特定教育・保育等を行う者の見込み数

(計画 p. 69)

1 現在の本県の教育・保育施設の実態に応じて必要となる従事者数(計画値)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成30年度	平成 31 年度
保育教諭	470	840	1, 220	1, 300	1, 390
保育士	13, 730	14, 480	14, 980	15, 470	15, 840
幼稚園教諭	5, 910	5, 880	5, 830	5, 810	5, 760

2 千葉県における保育教諭、保育士、幼稚園教諭の従事者数

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	備考
保育教諭		472 本務者: 404 兼務者: 68	— 本務者: 614 兼務者: -	文部科学省「学校基本調査」 幼保連携型認定こども園…主幹保育教諭、 指導保育教諭、保育教諭(本務者・兼務者) 数(各5月1日時点)
保育士	13, 350 正規: 9, 931 非正規: 3, 419	14,048 正規:10,585 非正規:3,463	15,662 正規:11,870 非正規:3,792	千葉県健康福祉部子育て支援課「保育状況 調査」 保育士(正規+非正規フルタイム)数 (各4月1日時点)
幼稚園 教 諭	6,845 本務者:5,534 兼務者:1,311	6,805 本務者:5,421 兼務者:1,384	— 本務者: 5, 289 兼務者: —	文部科学省「学校基本調査」 幼稚園…幼稚園教員(本務者・兼務者)数 (各5月1日時点)

- ○現在、「教育・保育施設の実態に応じて必要となる従事者数」について、県全体では 計画値を充足しているものの、都市部を中心に保育士が不足している地域がある。
- ○保育士については、計画策定時の見込みを超える数値となっているため、来年度に 見直しを予定。

3 定義

- (1) 利用児童数に対応するために必要な従事者数
 - 必要利用定員総数を受け入れるため必要となる各施設の職員配置上の最低基準を 満たすための必要従事者数。
- (2) 現在の本県の教育・保育施設の実態に応じて必要となる従事者数
 - 「(1) 利用児童数に対応するために必要な従事者数」に加え、計画策定時の本県の

職員の加配状況等の実態を勘案し、算出した必要従事者数。

(3) 従事者の資格

- ・保育教諭…「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許を有する幼保連携型 認定こども園の従事者。平成31年度末までは、片方の免許・資格のみの保有者に 対し、必要な免許・資格の併有を促進するための特例措置が設けられている。
- ・保育従事者…小規模保育事業B型の保育補助者。(小規模保育事業B型では、職員資格として、2分の1以上が保育士であることを求められている。)
- ・家庭的保育者・家庭的保育補助者…市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道 府県知事その他の機関が行う研修を含む)を修了した者。加えて、家庭的保育者は 保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者である ことが必要。小規模保育事業 C 型や家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業で従事。